

川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正（案）に係る パブリックコメントの実施結果について

1 概要

近年、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、訪日外国人の増加、高齢化の進行等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」）」及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正されました。

本市においても、市内の建築物について広くバリアフリー化の推進を図るため、川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則（以下「条例等」）における課題や、バリアフリー法等の改正内容を踏まえ、公共的施設（官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設等の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で条例等で定めるもの）に係る整備基準の改正等について、市民の皆様から御意見を募集しました。

2 意見募集の概要

題名	川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正（案）について
意見の募集期間	令和2年10月13日(火) から 令和2年11月12日(木)まで
意見の提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・川崎市公式ホームページ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）・各区役所（市政資料コーナー）・市政だより・まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・川崎市公式ホームページ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）・各区役所（市政資料コーナー）・まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	6通（20件）
電子メール	6通（20件）
ファクス	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

今回実施したパブリックコメントにおきましては、各整備基準への質疑及び御意見や、条例・規則改正全般に関する御意見などが寄せられました。客席に設ける車椅子使用者用席の整備基準について奥行 140cm 以上の席を 1 以上設けるなど一部意見を反映するとともに、所要の整備等の必要な修正を行った上で、条例等の改正手続きを進めます。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見を踏まえ、改正に反映させたもの
- B 改正の趣旨に沿った御意見であるもの
- C 趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 改正に対する御意見・御要望であり、改正を説明・確認するもの
- E その他

(2) 御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	計
整備基準の見直しに関すること (17件)	2	3	7	5		17
条例・規則改正全般に関すること (1件)				1		1
その他 (2件)					2	2
合 計	2	3	7	6	2	20

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

整備基準の見直しに関すること(17件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	劇場等の客席の奥行の基準を小さくすることは、現行より状況が悪くなる。建築設計標準では、リクライニング式の子車椅子使用者に対応するためには、奥行 140cm 以上の席も設けることが望ましいとされているので、そのような席も確保されるような表記の仕方とするべき。 (同趣旨 ほか1件)	観覧中は通路側に車椅子の座席を倒して利用していただくことも可能であるため、原則的には客席の奥行を 120cm としますが、御意見を踏まえて、車椅子使用者用席を設ける場合には、奥行 140cm 以上の席を 1 以上設けるよう、規定を変更します。	A
2	2000㎡未満の建築物のエレベーターの間口寸法の基準がなくなることは、現行より状況が悪くなるように感じる。大型の電動車椅子でも入れるよう、エレベーターの規格寸法を踏まえ、籠の間口の最低寸法を定める必要がある。 (同趣旨 ほか2件)	これまで一部の用途の建築物において、JIS規格により定められている電動車椅子の最大寸法を考慮したエレベーターの規格寸法(幅 105cm、奥行 152cm)を適用してきたところですが、今後は、2000㎡未満の建築物において、当該規格寸法を適用することを整備マニュアル等に記載し、籠の間口寸法が確保されるようにします。	B

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	駐車場の幅・奥行寸法の基準は変更せず、現状の基準を維持したほうがよい。基準を変更するのなら、国の基準に合わせる以外の理由が必要 (同趣旨 ほか3件)	駐車場台数の確保は、優先すべき課題であると考えておりますので、車椅子利用者用駐車場の幅・奥行の寸法の基準はバリアフリー法と同等としますが、今後もバリアフリー基準をめぐる動向等を注視し、適切な基準の設定に向け、引き続き検討を行います。	C
4	車椅子利用者用便房以外の便房の出入口の幅の規定をなくしてしまうと、そのトイレに車椅子が入れなくなる。 (同趣旨 ほか1件)	現行の車椅子利用者用便房以外の便房の出入口の幅の規定は、今回の改正で義務付けをしないこととしますが、御意見の趣旨を踏まえ、車椅子利用者の方が利用できる便房(車椅子利用者用簡易型便房)を有した便所においては、出入口の幅を確保するよう、表記の方法等について検討を行います。	C
5	パブリックコメント時のトイレの整備基準見直しに記載のある平面図だと、個室の中の手すりがほぼ右側にあり、左側で使える手すりが少ない。障害の内容によってどちらかの手すりが使いやすいかは異なるため、手すりの方向の割合を同じにする等の配慮が必要	条例等に便房の手すりの設置位置を規定することは困難ですが、今後、設計者向けの整備マニュアルを編集する際には、御意見の趣旨を踏まえ、手すりの設置位置について左右の偏りを少なくした事例を掲載するなどの検討を行います。	C
6	傾斜路の下端の点字ブロックを不要とすることについては、車椅子使用者と視覚障害者の双方の意見を十分に聞くべき。 (同趣旨 ほか2件)	御意見を踏まえ、公益財団法人川崎市身体障害者協会の御協力のもと、車椅子使用者及び視覚障害者の市民の皆さまに傾斜路下端の点字ブロックの要否についてアンケートをお願いしました。双方の御意見を勘案し、傾斜路下端の点字ブロックについて設置を義務付けませんが、設計者向けの整備マニュアルの記載内容の検討を行います。	D
7	傾斜路の手すりの整備基準の見直しについて、緩勾配の場合は手すりを不要とすることだが、具体的な数値を示す必要がある。	バリアフリー法では、敷地内通路について「高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること」と規定されています。改正案における緩勾配とは、バリアフリー法と同様の20分の1以下の勾配を指しています。	D
8	点字ブロックの整備基準の見直しについて、点字ブロックが車椅子の通行の障害になり得ることは理解できるが、点字ブロックは全盲者のためだけのものでないことへの配慮はあるか。	弱視や色覚障害の方への配慮に関する御意見であると思われませんが、全盲以外の視覚障害者を対象として、本条例施行規則に、踊り場、敷地内通路や廊下には、傾斜路の前後に「色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする」という規定があります。	D

条例・規則改正全般に関すること(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	勾配の単位について、省令と整合させるのであれば、勾配は%表記に統一し、基準を見直す必要がある。	バリアフリー法・政令・省令においては、建築物に関する勾配は全て「〇分の〇」表記に統一されています。今回の条例等の改正は、建築物に関する部分のため、%表記は採用していません。	D

その他(2件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	当該条例及び施行規則は、制定時の理念として国基準と同等以上の基準を設定してまちづくりをすすめていく決意を本市が表したものと受け止めているが、川崎市のまちづくりに対するバリアフリーの理念が今後後退していくのか。	本条例等は、全体としてバリアフリー法より厳しい基準となっております。今回の改正の主な目的は、条例をより分かりやすい規定とするために行うもので、今回の改正により、条例等がバリアフリー法全体を包含する規定になります。 一部の規定については、川崎市福祉のまちづくり条例制定以降の様々な変化を踏まえ改正いたしますが、本市におけるバリアフリーの理念について、変更はありません。	E
2	点字ブロックについては、川崎市の管理(工事の許可を含む)が全体的に不十分	道路等の点字ブロックの敷設や維持管理に関する御意見であると思われるので、道路管理者等の関係部署に御意見をお伝えします。	E

6 案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた修正

改正概要 (資料1 記載箇所)	新 ※二重線が変更箇所	旧 パブリックコメント時
「客席に設ける車椅子使用者用席の整備基準の見直し」について、リクライニング式の車椅子でも利用できる席を設ける規定を追記 (P4 4(2)ク)	(略) 建築設計標準に合わせて奥行 <u>120cm</u> 以上に変更する。 <u>なお、1以上の車椅子用の客席は、奥行は140cm以上とするよう努めることとする。</u>	(略) 建築設計標準に合わせて奥行 <u>120cm</u> 以上に変更する。

7 今後の予定

条例等公布：令和3年 3月末頃(予定)

条例等施行：令和3年10月1日(予定)